

「安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定について

1. 「安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画」とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を「行動計画」といい、市が策定するものを「市行動計画」という。

2. 趣旨・経緯

新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連法改正等も踏まえ、新型インフルエンザに限らず、より幅広い呼吸器感染症等の拡大時に適切に対応する必要がある。このため国は2024年7月に、広島県は2025年3月に行動計画の改定を行った。

これらを踏まえ、本市においても、特措法第8条に基づき2014年1月に作成した市行動計画を見直し、全面改定を2026年4月に行った。

3. 改定の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、平時からの体制づくりを行う。また、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

4. 市行動計画の主な改定ポイント

(1) 4つの「発生段階」から3つの「対応する時期」へ

現 行	改定版
○未発生期 ○海外発生期 ○国内発生期 ○小康期	○準備期（発生前に必要な対応等を定めた計画） ○初動期（発生初期に必要な初動対応を定めた計画） ○対応期（まん延以降、収束するための必要な対応等を定めた計画）

(2) 6つの対策項目から8つの対策項目へ

現 行	改定版
○実施体制 ○情報提供・共有 ○まん延防止に関する措置 ○予防接種 ○医療 ○市民生活及び経済の安定に関する措置	○実施体制 ○情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション（新）</u> ○まん延防止 ○ワクチン ○医療 ○ <u>保健（新）</u> ○ <u>物資（新）</u> ○市民生活及び市民経済の安定の確保

5. 対策項目の考え方と主な市の取組

(1) 実施体制

- ア 平時から、国、県、関係機関等との情報共有や連携
- イ 安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部の設置等
- ウ 国、県の基本方針を踏まえ対策の的確・迅速な実施

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ア 情報の錯そう、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布等に対し啓発や科学的根拠等に基づく正確な情報を提供・共有
- イ 市民等との双方向のコミュニケーション

(3) まん延防止

- ア 発生時にまん延防止対策を講じ、医療提供体制のひっ迫を防止
- イ 市民や事業者の理解を促し社会的影響を緩和

(4) ワクチン

- ア 県、医療機関、事業者等と連携し、接種体制を構築

(5) 医療

- 相談センターや医療提供体制の周知及び安全で効果的な患者輸送

(6) 保健

- 感染症発生時に県の要請を受け健康観察や生活支援等の業務対応

(7) 物資

- ア 対策に必要な感染症対策物資等を備蓄、定期的な状況確認
- イ 消防機関は、救急搬送者のための個人防護具の備蓄

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ア 必要な情報共有体制の整備
- イ 支援の実施に係る仕組みの整備、物資及び資材の備蓄や生活要支援者への支援等の準備